5G CONNECT 法人利用規約

令和8年11月15日

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 株式会社FREEDiVE（以下、「当社」といいます。）は5G CONNECTに関する利用規約（以下、「本規約」といいます。）を以下の通り定め、これにより、5G CONNECTサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本規約は、加入契約（第4条に定義されます。）に適用されます。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 当社は、本規約を変更したときは、その内容について当社のサービスサイトに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により契約者（第4条に定義されます。以下、同様です。）に通知するものとします。

3. 契約者は、当社が前項の通知を行った時点から14日以内に当社に対して解約通知を行わない場合には、本規約の変更に同意したものとみなします。

4. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号第3条。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のサービスサイトに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

第3条（規約の掲示）

当社は、本規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条（用語の定義）

・電気通信設備：電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

・電気通信サービス：電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

・電気通信事業者：電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者

・電気通信回線設備：送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

・端末設備：電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

・自営電気通信設備：電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

・無線基地局設備：無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備

・加入契約：当社から本サービスの提供を受けるための契約

・契約者：当社と加入契約を締結している者

・利用者：本規約に従い、本サービスを利用する者

・契約者回線：加入契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線

・協定事業者：本サービスを提供するために当社が別に指定する協定事業者、特定協定事業者、又は、指定協定事業者のこと

・5G CONNECTサービス：5G CONNECT網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と5G CONNECT契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの

・本サービス取扱所：次に掲げる事業所

(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所

(2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所

・契約者識別番号：電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ

・契約開始日：本サービスの契約開始日は、第9条第1項に基づき当社が加入契約の申込の承諾をした日とします。

・消費税等相当額：消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 5G CONNECTサービスの種類及びサービス区域

第5条（本サービスの内容）

本サービスの内容は以下の通りです。

5G CONNECTサービス:当社が無線基地局設備と5G CONNECT契約者が指定する5G CONNECT機器（その無線局の免許人が当社であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する。

第6条（サービス区域）

通信は、その移動無線装置が別に定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第3章 契約

第7条（契約の単位）

当社は、本サービスを提供するにあたり、第8条及び第9条に基づく加入契約の申込み及びその承諾ごとに契約番号（以下「契約番号」といいます。）を付与し、契約番号1番号ごとに1の加入契約を締結します。

第8条（契約申込みの方法）

1. 加入契約の申込みをするときは、当社指定の契約申込フォームに必要事項を入力していただきます。申込受付後、申込者が当社の発行する見積書を承諾した場合には、当社所定の「サービス利用申込書兼個別契約書」（以下「契約申込書」又は「個別契約書」といいます。）を提出していただきます。

2. 前項に基づき申込者がオンライン上で入力した情報、及び提出された契約申込書の内容をもって、当社は加入契約の審査及び手続きを行います。

第9条（加入契約の申込みの承諾）

1. 当社は、加入契約の申込み及び契約申込書の提出があったときは、受け付けた順序に従って、第9条の2に従って審査を行い、本条第3項に該当せず、かつ審査を通過した場合に加入契約の申込みを承諾します。当社が申込みを承諾した時点で加入契約が成立します。

2. 前項の場合において、加入契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（1）加入契約の申込みをした者が当社の他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2）前条に基づき提出された契約申込書若しくはその確認のための内容に不備があるとき又は契約申込書の記載若しくは届出内容に虚偽若しくは不実の内容があるとき。

（3）加入契約の申込みをした者が、第20条第1項に基づき本サービスの利用を停止されたことがあるとき又は第18条に基づき本サービスの契約解除を受けたことがあるとき。

（4）41条の規定に違反するおそれがあるとき。

（5）契約者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、当社が行う契約の解除又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

（6）加入契約の申込みをした者及び利用者として記載された者が自ら又はその役員、実質的に経営権を有する者及び従業員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係、者、暴力団関係団体関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者であるとき、又は、反社会的勢力であったと判明したとき。

（7）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4. 加入契約のお申し込み承諾後、加入契約のお申し込みをした者より通信サービスの提供開始前に加入契約のお申し込みを取り消すことを希望する場合は、末尾記載の料金表（以下、「料金表」といいます。）に定める契約キャンセル違約金が発生します。

第9条の2（加入契約の審査）

1. 当社は、前条の承諾に先立ち、本サービスの提供可否を判断するための社内審査（以下「本審査」といいます。）を実行します。本審査において、当社は申込者に対し、実在性、事業主体（法人又は個人事業主）、反社会的勢力との関係、及び支払能力（株式会社ネットプロテクションズ等による与信審査を含みます。）等を確認するため、登記簿謄本、開業届、税務関連書類、その他当社が指定する確認書類の提出を求めることができるものとします。

「NP与信確認」において、申込者及び利用者は、支払方法の選択に関わらず、当社が株式会社ネットプロテクションズ（以下「NP社」といいます。）に対して申込者及び利用者の与信審査（購入企業審査及び取引審査）を委託することにあらかじめ同意するものとします。

2. 「NP与信確認」において、申込者及び利用者は、支払方法の選択に関わらず、当社が株式会社ネットプロテクションズ（以下「NP社」といいます。）に対して申込者及び利用者の与信審査（購入企業審査及び取引審査）を委託することにあらかじめ同意するものとします。

3. 当社は、本審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないと判断した場合、加入契約の締結を拒否（不承諾）し、又は利用可能な支払い方法若しくは契約台数を制限することができるものとします。なお、当社は本審査の基準、審査過程、及び不承諾の理由等について、申込者に対して一切開示する義務を負わないものとします。

4. 前項に基づき加入契約の締結が不承諾となった場合であっても、申込者は当社に対して何らの異議を申し立てることはできず、当社はこれによって申込者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第9条の3（個人情報の取扱い及び提携先提供）

1. 当社は、契約者から提供を受けた契約者のご担当者に関する個人情報について、当社の提携先に提供する場合があります。この場合、事前に対象者に連絡のうえ、個別にご承諾をいただいた場合に限り、当該ご担当者の個人情報を提携先に提供いたします。

2. 前項の場合、提携先には、提供する個人情報について、提携先が提供する商品・サービスをお客様にご提案する目的でのみ利用すること、個人情報を適切に管理し、漏洩させないこと等を義務付け、その旨の契約を締結いたします。

第9条の4（「10日間無料お試し」の取扱い）

1. 第9条第1項から第3項までの規定は、「10日間無料お試し」オプションの申込みがあった場合に準用します。また、本オプションにより提供する端末は1の申込者につき1台限りとし、複数端末の同時利用、又は既存端末の返却が確認される前における別端末の追加提供は一切行いません。申込者が「10日間無料お試し」期間中に他の種類の端末の試用を希望する場合は、現在利用中のお試し端末一式を当社の指定する方法により完全に返却し、当社がその受領を確認した後でなければ、新たな端末による「10日間無料お試し」オプションを申し込むことはできません。

2. 「10日間無料お試し」オプションは、法人が申込者の場合に限り利用できるものとし、申込者が個人事業主の場合には利用できません。

3. 「10日間無料お試し」オプションに基づく本サービスの提供期間は、契約者回線の提供を開始した日から10日間とし、同期間内に加入契約が成立した場合は、契約者は当該端末を返却することなくそのまま本サービスを利用することができます。一方、同期間内に加入契約が成立しなかった場合、当社は対象の契約者回線を順次停止し、申込者に対して端末一式の返却案内を通知するものとします。前項により契約者回線が停止した場合であっても、当社が指定する端末返却期限内（「10日間無料お試し」オプション利用期間の終了日から15日以内）に加入契約が成立した場合には、当社は当該契約者回線を順次再開するものとし、契約者は当該端末を引き続き加入契約に基づき利用することができます。

4. 「10日間無料お試し」オプションによる本サービスの利用及び同オプション終了時に関する取扱いは、別途本規約で定める場合を除き、加入契約に基づく本サービスの利用及び加入契約の終了時に関する本規約の規定を準用します。

第10条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、申込日が属する月を1か月目として、12か月目の末日（以下、「契約満了日」といいます。）までの期間とします。また、契約期間中の「10か月目の21日から11か月目の20日まで」の間を契約更新期間（以下、「契約更新期間」といいます。）と定義します。なお、加入契約は1年間（12か月間）の総額契約とし、契約者は契約満了日までの基本使用料等の全額について支払義務を負うものとします。ただし、この契約更新期間内に加入契約が解除された場合に限り、次項に定める自動更新は行われず、料金表に規定する契約解除料金及び返却処理手数料の支払いを免除するものとします。

2. 前項に定める契約更新期間内に契約者から契約解除の通知が行われない場合は、契約期間満了日の翌日（13か月目の初日）から起算して従前の契約期間と同期間、従前と同内容で契約が更新されるものとし、以降も同様とします。

第11条（契約番号）

1. 本サービスの契約番号は、1の加入契約の申込みごとに当社が定めることとします。

2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約番号を変更することがあります。

3. 前項の規定により、契約番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第12条（端末の提供方法及び発送時期）

1. 加入契約成立後における端末の提供方法、及び発送時期は、申込者による「10日間無料お試しオプション」の利用状況、並びに加入契約における「契約開始月」に応じて以下の通りとします。

(1)「10日間無料お試し」オプション利用なしの場合

契約開始月	契約端末の発送時期
加入契約成立日の当月	決済完了後、又は契約締結後 2営業日以内に発送
加入契約成立日の翌月	決済完了後、又は契約締結後 当月25日以降に順次発送

(2)「10日間無料お試し」オプション利用ありの場合

お試し端末の利用内容	お試し期間に提供された 端末の取扱い	契約端末(2台目以降)の 発送時期
お試し期間内に当月で締結	所持そのまま利用	決済完了後、又は契約締結後 2台目以降の契約端末を 2営業日以内に発送
お試し期間終了後 返却期限内に当月で締結	返却不要 (回線は締結まで停止)	決済完了後、又は契約締結後 2台目以降の契約端末を 2営業日以内に発送
お試し期間終了日が 当月1日から20日の間で お試し期間内に翌月で締結	要返却 (指定期限までに返却)	決済完了後、又は契約締結後 契約端末すべてを 当月25日以降に順次発送
お試し期間終了日が 当月21日から末日の間で	返却不要 (回線は翌月1日まで停止)	決済完了後、又は契約締結後 2台目以降の契約端末を

お試し期間内に翌月で締結		当月25日以降に順次発送

2. 前項の規定にかかわらず、クレジットカード払いにおける「決済完了」とは第30条の2に定める初回決済の完了を指し、請求書払いにおける「契約締結」とは当社による加入契約の申込みの承諾を指すものとします。天災、配送業者の都合、その他やむを得ない事由がある場合、当社は前項の発送時期を任意に変更できるものとします。

第13条（利用の一時中断）

当社は、契約者から当社所定の書面により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第14条（契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知）

契約者は、第8条第1項に規定する契約申込書の記載事項中、契約者及び利用者に関する氏名、名称、住所又はその他の連絡先（以下、「契約者等連絡先」といいます。）に変更があったときは、その旨を速やかに本サービス取扱所又は当社が別に定める連絡方法により届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第11条第3項、第18条第4項、第19条第3項及び第20条第2項に規定する通知については、当社が届出を受けている契約者等連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

第15条（本サービス利用権の譲渡の禁止）

本サービスの契約者及び利用者（以下、「契約者等」といいます。）は、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用権を第三者に譲渡、担保提供その他の処分をすることはできません。

第16条（契約者が行う契約の変更）

1. 契約者は、加入契約を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。ただし、契約内容の変更は、契約開始月を含めて2か月を経過した後にのみ行うことができるものとします。

2. 加入契約を変更しようとするとき、各事例における当社の対応は以下の通りとします。

変更の内容	既存契約の扱い	当社の対応
商業・法人登記の変更 ［法人番号が変わらない変更］	再締結の必要はない	端末返却不要
支払い方法・期日の変更	再締結の必要はない	端末返却不要・「契約内容変更手数料」契約1件に対し1件分請求
組織再編（事業譲渡・会社分割・合併等） ［法人番号が変わる変更］	解約し、再締結する	端末返却不要・契約解除料金不問・「契約名義変更手数料」契約1件に対し1件分請求
オプションの変更	解約し、再締結する	端末返却不要・契約解除料金不問・「初期事務手数料」新規契約1台に対し1件分請求
端末の変更	解約し、再締結する	端末返却必須・契約解除料金不問・「初期事務手数料」新規契約1台に対し1件分請求

請求先の変更	解約し、再締結する	端末返却不要・契約解除料金不問・「初期事務手数料」新規契約1台に対し1件分請求
商材の変更	解約し、再締結する	端末返却必須・契約解除料金不問・「初期事務手数料」新規契約1台に対し1件分請求
契約期間の変更	解約し、再締結する	端末返却必須・契約解除料金不問・「初期事務手数料」新規契約1台に対し1件分請求

第17条（契約者が行う契約の解除）

1. 契約者は、加入契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2. 加入契約の解除通知が可能な期間及び当社の対応は以下の通りとします。

（1）加入契約の解除通知が可能な期間（当社が解除通知を受領する日を基準とします。）は、解約希望月の前々月21日から前月20日までとします（以下、解約希望月の前月20日を「解約申請期日」とします。）。

（2）当社が解約申請期日までに加入契約の解除通知を受領した場合は当該解約申請期日の翌月を解約月と定義し、解約申請期日以降に契約の解除通知を受領した場合は当該解約申請期日の翌々月を解約月といたします。

（3）加入契約は、解約月（解約申請が受領された条件に応じた対象月）の末日をもって終了とします。

3. 加入契約の解除に伴う端末一式の返却は以下の通りとします。

（1）契約者は、解約月の翌月7日（以下「端末返却期限」といいます。）までに、端末本体及び付属品すべてを当社へ返却しなければならないものとします。

（2）端末の返送先は、解約申請がなされた際に当社より別途連絡するものとし、端末一式を返送する諸費用（送料等）は契約者の負担といたします。

（3）端末の返却日は、宅配業者の集荷受付日をもって判断いたします。

（4）端末本体及び付属品のいずれかを紛失または破損した場合、契約者は料金表に規定する端末維持管理費用の支払いを要します。

（5）第18条による解除の場合を除き、解約月を超えた端末回線の利用を確認した場合、又は端末返却期限を過ぎても端末の返却が確認できない場合には、返却が完了するまでの超過期間に応じた月額費用相当額（又は損害金）を請求いたします。

第18条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、第20条第1項に掲げる事由に該当して本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事由を解消しない場合は、加入契約を解除することがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払わず、当社からの催告後2か月以内になお支払いがない場合、又は第20条第1項に掲げる事由に該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないで加入契約を解除することがあります。

3. 当社は、契約者等が第43条第1項又は第2項に定める表明及び保証に違反した場合、加入契約を解除します。

4. 当社は前3項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

5. 当社は、契約者等が次の各号のいずれかに該当したときは、契約者への事前の催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、加入契約を解除することがあります。

(1) 支払の停止又は支払不能の状態に陥ったとき、又は自らの振出しに係る手形もしくは小切手が不渡りになったとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の申立てがあったとき

(4) 解散を決議し、又は解散したとき

(5) 合併、事業譲渡、株式分割等のほか資本構成に重大な変更を生じる取引がおこなわれたとき

(6) 監督官庁から営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消し処分をうけたとき

(7) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

6. 当社が本条第2項、第3項及び第5項に基づき加入契約を解除した場合には、当該契約者は、当社に対して、第28条第1項に基づく契約解除料金を支払うほか、違約金として、端末損害金、並びに加入契約の解除日までに発生した定期定額費用及び各種手続き費用の合計額を直ちに支払うものとします。なお、本条に基づき当社が加入契約を解除した場合、契約者は端末一式の返却を要しないものとし、当社は返却処理手数料を請求いたしません（本条に基づき当社が加入契約を解除した場合には、回線が解約されて当該端末の再利用は不能となるため、契約者の判断で端末一式が返却された場合でも、端末損害金の支払義務は免れません。）。

第4章 利用中止及び利用停止

第19条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第23条第2項の規定により、通信の利用を中止するとき。

2. 前項に規定する場合のほか、当社もしくは協定事業者は、1の契約について、その月における本サービスの利用が著しく増加し、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に本サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると当社、もしくは協定事業者が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3. 当社は、前2項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（利用停止）

1. 当社は、契約者について次の場合に掲げる事由があるときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条において同じとします。）

(2) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第14条の規定に違反したとき又は第14条の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(4) 契約者等が本サービスの利用において第41条の規定に違反したと当社が認めたとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由及び利用停止する日を契約者に通知します。ただし、前項第4号の規定により、本サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

第21条（インターネット接続サービスの利用）

1. 本サービスの契約者等は、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。）を利用することができます。

2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第22条（通信の条件）

1. 日本国内通信のサービス提供区域については、UQ WiMAXが提供するエリアに準じるものとし、また、加入契約に応じた端末の種類により異なります。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3. 本サービスに係る通信は、当社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、当社は伝送速度を保証するものではありません。

4. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5. 本サービスの契約者等は、ひとつの加入契約において、同加入契約において定めた移動無線装置の数を超過する回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本規約において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第23条（通信利用の制限）

1. 当社もしくは協定事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれが有る場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社もしくは協定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機関名

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社、通信社、放送事業者等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

2. 前項の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又は本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社もしくは協定事業者の電気通信設備を占有すること、その他その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社もしくは協定事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。

(4) 契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

(5) 事由の如何を問わず提携事業者から連絡があった場合は、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること、又はその通信を切断すること。

(6) ネットワーク品質の維持及び公正な電波利用の観点から、違法ダウンロード等の不正利用又は著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信をされた場合、該当の契約回線に対し通信速度を制限することがあります。

3. 当社は前項によるほか、データ通信モードによる通信に関して、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置をとることがあります。

4. 当社は前3項によるほか、本サービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社もしくは提供事業者が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

5. 当社は前4項によるほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社もしくは提供事業者が提供を受けたインターネット接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。

6. 当社は前5項によるほか、契約者等の通信について、当社もしくは提供事業者が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

7. プラスエリアモードの通信容量、利用制限及び提供条件は、提携先事業者（KDDI株式会社）の通信サービスの提供条件に準じます。当該提携事業者の提供条件の変更等により、通信容量等の条件が事前の予告なく変更される場合がありますが、当社はこれに起因する責任は一切負いません。

第6章 料金等

第24条（料金）

本サービスの料金は、末尾記載の料金表に規定する初期費用、定期定額費用、解約費用、端末維持管理費用及び各種手続き費用とします。

第25条（初期費用の支払義務）

1. 契約者は、加入契約の締結に伴い、料金表に定める初期費用の支払いを要します。

2. 第9条第4項に定める契約キャンセル違約金の請求において、契約者が選択した支払方法にかかわらず、当社は請求書（銀行振込）による支払いを求めることができるものとします。この場合、契約者は料金表に定める契約キャンセル違約金に加え、各種手続き費用に定める請求書発行手数料を合算して支払うものとします。

第26条（定期定額費用の支払義務）

1. 契約者は、加入契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日が属する月から契約の解除があった日の属する月までの期間について、料金表に規定する定期定額費用の支払いを要します。ただし、本規約又は料金表に別段に定めのある場合は、その定めるところによります。

2. 前項の期間において、次に掲げる事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときの定期定額費用の支払いは、それぞれ次に定めるところによります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者はその期間中の定期定額費用の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、当該利用停止の事由が解消され、又は加入契約が解除されるまでの期間中の支払いを要します。

(3) 前2号に定める場合のほか、契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の定期定額費用の支払いを要します。

支払いを要しない場合	契約者が端末を受領した後、契約者等の責めによらない理由により、本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。
支払いを要しない料金	上記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての定期定額費用。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた定期定額費用が既に支払われているときは、その定期定額費用を返還します。

第27条（オプションの加入及びオプション料の支払義務）

1. 契約者は、料金表に記載の各オプションに加入することができます。

2. 契約者は、加入したオプションに応じて、料金表に規定する料金の支払いを要します。

3. 前条第2項の規定は、前項のオプション料の支払いについて準用します。

第27条の2（安心オプションの取扱い）

1. 「安心オプションライト」「安心オプションスタンダード」及び「安心オプションプレミアム」（以下「安心オプション」と総称します。）の加入、変更、及び解約は、第16条の定めに従うものとし、安心オプションの加入有無、各プランに応じた端末一式の交換にかかる適用条件、有償交換時の代金等の詳細については、本規約に定めるほか、料金表に定めるところによります。

2. 安心オプションの加入・未加入における適用条件は、以下の通りとします。

（1）安心オプション未加入の場合

交換事由		料金の発生
A	初期不良、及び契約後1か月以内の故障交換	無
B	取扱説明書及び、その他注意事項等の記載に従った利用範囲においての正常な使用状態であったが、故障と疑われる現象が認められた場合	無
C	機器が水没・水濡れした場合	**有**
D	不意に機器を破損してしまった場合（全損）	**有**
E	機器が盗難に遭った場合	**有**
F	機器を紛失した場合	**有**
G	機器を経年劣化などにより交換希望する場合	**有**
H	故意に破損や汚損があった場合	**有**
I	改造による損害があった場合	**有**

（2）「安心オプションライト」加入の場合

交換事由		料金の発生
A	初期不良、及び契約後1か月以内の故障交換	無
B	取扱説明書及び、その他注意事項等の記載に従った利用範囲においての正常な使用状態であったが、故障と疑われる現象が認められた場合	無
C	機器が水没・水濡れした場合	無
D	不意に機器を破損してしまった場合（全損）	無
E	機器が盗難に遭った場合	**有**
F	機器を紛失した場合	**有**
G	機器を経年劣化などにより交換希望する場合	**有**
H	故意に破損や汚損があった場合	**有**
I	改造による損害があった場合	**有**

（3）「安心オプションスタンダード」加入の場合

交換事由	料金の発生

A	初期不良、及び契約後1か月以内の故障交換	無
B	取扱説明書及び、その他注意事項等の記載に従った利用範囲においての正常な使用状態であったが、故障と疑われる現象が認められた場合	無
C	機器が水没・水濡れした場合	無
D	不意に機器を破損してしまった場合（全損）	無
E	機器が盗難に遭った場合	無
F	機器を紛失した場合	無
G	機器を経年劣化などにより交換希望する場合	**有**
H	故意に破損や汚損があった場合	**有**
I	改造による損害があった場合	**有**

（4）「安心オプションプレミアム」加入の場合

交換事由		料金の発生
A	初期不良、及び契約後1か月以内の故障交換	無
B	取扱説明書及び、その他注意事項等の記載に従った利用範囲においての正常な使用状態であったが、故障と疑われる現象が認められた場合	無
C	機器が水没・水濡れした場合	無
D	不意に機器を破損してしまった場合（全損）	無
E	機器が盗難に遭った場合	無
F	機器を紛失した場合	無
G	機器を経年劣化などにより交換希望する場合	無
H	故意に破損や汚損があった場合	**有**
I	改造による損害があった場合	**有**

3. 前項の適用条件に基づき無償交換となる場合、契約者は料金表に規定する機種交換代金の支払いを要しません。前項の適用条件に基づき有償交換となる場合、契約者は料金表に規定する機種交換代金の支払いを要します。

4. 契約者より端末の紛失又は盗難の申し出があった場合、当社は対象端末回線の利用停止措置を行います。この場合、契約者は当該端末の捜索を行うものとし、発見に至らない場合は、当社に対して端末の再発行（加入している安心オプションの内容により無償、又は料金表に規定する料金での有償交換）又は加入契約の解除（解約）のいずれかを選択し速やかに通知しなければならないものとします。

5. 安心オプションの適用を希望する場合、契約者は事前に当社所定の連絡方法により、オプション利用の旨と交換事由を通知するものとします。当社は、当該通知を受領した後に代替端末一式及び返送用着払い伝票の配送を手配いたします。

6. 交換として提供する端末は、当社にて動作確認及びクリーニングを実施した新古品端末とします。契約者は交換端末一式の到着後、速やかに動作確認を行うものとし、動作に問題がない場合は、同梱された返送用着払い伝票を使用して、それまで使用していた旧端末本体及び付属品のすべてを当社へ返送するものとします。それまで使用していた旧端末本体及び付属品のいずれかを紛失または破損した場合、契約者は料金表に規定する端末維持管理費用の支払いを要します。本条2項の適用条件に基づき無償交換となる場合、契約者は料金表に規定する端末維持管理費用の支払いを要しません。

7. 初回保証（交換）の適用後、12か月以内に再度保証を希望される場合は、料金表に規定する再保証費用の支払いを要します。ただし、「安心オプションプレミアム」加入契約の場合に限り、契約期間12か月の間に、所定の事由（交換事由A〜F）による交換1回、及び経年劣化等の事由（交換事由G）による交換1回の計2回まで無償にて交換を請求することができます。ただし、それぞれの事由における2回目以降の交換請求、又は年間3回目以降の交換請求時は、料金表に規定する再保証費用の支払いを要するものとします。

第28条（解約費用の支払義務）

1. 契約者は、第10条に定める契約更新期間以外の期間に契約の解除があった場合、料金表に規定する契約解除料金及び返却処理手数料の支払いを要します。

2. 前項にかかわらず、契約者が第2条第3項に基づき加入契約を解除する場合において、契約解除の理由となる規約の変更が契約者に不利な内容に変更される場合には、当該解除については、料金表に規定する契約解除料金及び返却処理手数料の支払いは要しません。

第28条の2（契約期間なしオプションの取扱い）

1. 「契約期間なしオプション」の加入、変更、及び解約は、第16条及び第17条の定めに従うものとします。

2. 本オプションに加入した契約者は、第10条に定める契約期間の拘束を受けず、契約更新期間の開始前に解約する場合であっても、第28条に定める契約解除料金の支払いを要しないものとします。ただし、本サービスの最低利用期間は契約開始月を含めた2か月間とし、当該期間内に解約を行う場合は、料金表に規定する2か月分の基本使用料の支払いを要するものとします。

3. 本オプションに加入した契約者が契約を解除する場合、解約に伴い料金表に定める返却処理手数料が発生します。

4. 本オプションに加入した契約者の解約手続きにおいては、すべての場合において本オプションの規定を適用するものとし、他の解約方法を任意で選択することはできません。

第29条（各種手続き費用の支払義務）

契約者は、本サービスの加入契約申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する各種手続き費用の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、その各種手続き費用を返還します。

第30条（料金の計算及び支払い）

1. 料金の計算方法、支払方法及びお支払い料金の手数料は、料金表に規定するところによります。

2. 加入契約は支払いの完了をもって対象期間の利用権を確定させるものとし、原則、支払い済みの料金は理由の如何を問わず返金されません。契約期間の途中で解約となった場合であっても、一括払い又は分割払いにより既にお支払いいただいた未利用期間分の料金の返還は行わないものとします。

3. 加入契約において、利用料金の日割り計算の適用はされません。月の途中から契約開始する場合であっても、当該月における月額費用の満額を請求するものとします。

4. 支払い方法は「クレジットカード」「請求書」の選択制です。

(1) クレジットカード払いは、月額払いの1種類とします。

(2) 請求書払いは、月額払い、分割払い、一括払いの3種類とします。

(3) 請求書月額払いは、1年間の契約において支払い周期を1か月単位とし、1年間の料金を12分割払いするものをいいます。1か月毎に支払いを要し、年間支払い回数は12回です。

(4) 請求書分割払いは、1年間の契約において支払い周期を任意の数か月（2、3、4、6か月）単位とし、1年間の料金を分割払いするものをいいます。任意の数か月（2、3、4、6か月）単位で支払いを要し、年間支払い回数も任意の数回（2、3、4、6回）です。

(5) 請求書一括払いは、1年間の契約において支払い周期を12か月単位とし、1年間の料金をすべて一括払いするものをいいます。12か月毎に支払いを要し、年間支払い回数は1回です。

5. 各支払方法における詳細な支払いサイクル（支払い期間及び年間支払い回数）ならびに支払い期日（支払い期間の請求締め日、発行日、入金期限）については、本規約に定めるほか、個別契約書にて明示するものとします。

6. 当社はインボイス制度適格請求書発行事業者（登録番号：T9011101077266）であり、契約者の要望に応じて、インボイス制度の要件を満たした請求書又は領収書を発行いたします。

第30条の2（クレジットカード払い）

1. 契約者が、加入契約において支払い方法「クレジットカード」を選択した場合、当社は契約締結後にクレジットカード情報の登録を求めます。

2. クレジットカード決済における端末納品は、以下の通りとします。

(1) 当社は、前項のクレジットカード情報の登録が完了した時点で初回決済を行います。

(2) 契約開始当月に初回決済が行われる場合は、初期費用と定期定額費用の合算金額を請求いたします。

(3) 契約開始前月に初回決済が行われる場合は、初期費用のみを請求し、契約開始当月から定期定額費用を請求するものとします。

(4) 端末一式は、本条に定める初回決済の完了が確認された後に発送するものとします。

3. 2回目以降のクレジットカード払いにおける支払い期日（定期決済日）は支払い期間の前月末締め・当月15日決済で固定とします。

4. クレジットカード決済による利用料金の支払いに対する領収書の発行義務、及びその手続きは以下の通りとします。

(1) 当社は、毎月15日の定期決済日に決済が成功した利用料金を合算し、毎月20日（同日が土日祝日その他当社の休業日の場合は翌営業日。以下本項において「自動発行日」といいます。）に契約者が登録したメールアドレス宛に、領収書データを電子メールにて自動送信する方法により交付いたします。

(2) 定期決済日に決済が失敗した場合、当社は当月22日、及び当月29日（同日が存在しない場合は22日の7日後）に再度の自動決済（以下「再決済」といいます。）を実行します。再決済が成功した場合は、その成功日以降に領収書データを電子メールにて自動送信する方法により交付いたします。

(3) 契約者は、前2号に基づき自動送信される電子メールより、領収書データを取得するものとします。

(4) 契約者が自動送信された領収書データを紛失した場合、又は領収書データの不着等により再送信を希望するときは、当社に対して速やかにその旨を申し出る必要があるものとします。なお、当社は申し出を受理した後、登録されたメールアドレス宛に領収書データを無償にて再送信するものとします。

第30条の3（NP掛け払いによる請求書払い）

1. 契約者が、加入契約において支払方法として「請求書」を選択した場合、当社が別途認める場合を除き、NP社が提供する法人向け後払い決済サービス「NP掛け払い」を利用して請求いたします。契約者は、詳細案内ページの内容を確認し、これに同意のうえ利用するものとします。ページURL：https://np-kakebarai.com/buy/

2. 「NP掛け払い」の利用に伴い、当社の契約者に対する利用料金債権（税金、諸経費等を含みます。）はNP社に譲渡されます。利用月の当月4営業日発行/送付末日期限の当月払いでのお振込依頼とし、NP社が指定する銀行口座にお支払いください。

3. 契約者は、NP社からの連絡に対し、相当期間内に対応しなければなりません。対応を行わない場合、お取引を中止することがあります。また、契約者に未払い等が発生し、NP社から当社に債権が移転（買い戻し）された場合は、当社から直接請求を行います。

4. 請求書の送付方法は原則メールのみとし、当社による郵送、コンビニ払い、口座振替の直接対応は行いません。ただし、契約者がNP社の指定する手続きを完了した場合は、同サービスの一環として口座振替が利用可能です。

5. 請求、支払い、口座振替に関する問い合わせは、契約者がNP社の問い合わせフォームより直接行うものとします。フォームURL：https://faq.np-kakebarai.com/hc/ja/requests/new

第31条（割増金）

契約者は料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第32条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第33条（債権の譲渡）

1. 当社は、本規約の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は、一部を、当社が第三者に譲渡することがあります。

2. 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、当社所定の方法により契約者に対して通知します。

第34条（料金の再請求）

1. 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、料金の再請求を行います。

2. 前項の場合において、当社は再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第35条（料金等の請求）

当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は行いません。

第36条（期限の利益喪失）

1. 以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。

(3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) 契約者が解散の決議をしたとき。

(6) 監督官庁から営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消し処分をうけたとき。

(7) 契約者の所在が不明であるとき。

(8) 契約者が保証金を預け入れないとき。

(9) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2. 契約者は、前項第2号から第6号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

3. 契約者は、本条第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社は本規約に基づく料金その他の債務の全てについて債権回収会社を通じて請求することがあること、並びに、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各債権回収会社に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第7章 保守

第37条（契約者等の維持責任）

1. 契約者等は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準及び当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2. 前項の規定のほか、契約者等は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第8章 損害賠償

第38条（責任の制限）

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用することができない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、データ通信サービスが全く利用することができない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのデータ通信サービスに係る料金表に規定する料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します（別に料金表に定める場合は除きます。）。

3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、当該月の定期定額費用を暦日数で除した額（1円未満切り捨て）を1日あたりの料金として計算します。

4. 当社は、本サービスを提供するべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第39条（免責）

1. 当社もしくは協定事業者は、電気通信設備の設置、修理、復旧、更改又は撤去に当たって、その電気通信設備に記憶されている通信に関する情報が変化し、又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2. 当社は、本規約の変更又は法令の改廃により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この項において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等規則の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備は自営電気通信設備の改造等に要する費用に限り負担します。

3. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより、他人との間で生じた紛争に関して、一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第40条（問合せ先のご案内）

1. 端末やお支払いに関する問合せ、その他ご質問は、利用者識別番号又は契約番号を手元にご用意のうえ、お電話（050-3649-8165／平日10:00～18:00）にてご連絡いただくものとします。

2. 問合せ時に契約者等を識別できる情報を明示していただけないときは、回答いたしかねる場合があります。また、混雑状況や時期によっては、回答までに時間を要することがあります。

3. 当社が事前告知のうえ指定する休業期間（年末年始等を含みますが、これに限られません。）においては、お問い合わせ窓口の運営及び回答を停止するものとします。

4. パソコンの設定、及びスマートフォンの利用方法など、本サービスに直接関係のないご相談については、回答できません。

第41条（利用に係る契約者等の義務）

契約者等は次のことを遵守していただきます。

(1) 端末設備又は自営電気通信設備を取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のための必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はSIMカードに登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、法令に反しないこと、又は他人の権利利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。

第42条（電気通信事業者への情報の通知）

契約者は第17条又は第18条の規定に基づき契約を解除した後、料金その他の債務の支払いがない場合は、電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、名称、住所、契約番号、顧客番号及び支払状況の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第43条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者等は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員等（取締役、執行役、相談役もしくは顧問その他名称を問わずその事業に支配力を有する者又は監査役を指します。）を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第44条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延又は、不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2. 前項の場合に、当該加入契約が履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第45条（通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は、保存します。

第46条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項についてはその定めるところによります。

第47条（閲覧）

本規約において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第48条（合意管轄）

契約者と当社との間で加入契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第49条（準拠法）

本規約及び加入契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

附則

本規約は、令和4年10月7日から実施します。

本規約の改定版は、令和8年11月15日から実施します。

5G CONNECT 法人料金表

第1表　初期費用	
初期事務手数料	1台につき3,000円(税抜)
端末代金	0円
初回特別対応費用	個別契約書に定める額
契約手付金	個別契約書に定める額
初回台数割引	個別契約書に定める額
初回発送費用	当社が実費負担
契約キャンセル違約金	1契約につき3,000円(税抜)
第2表　定期定額費用	
モバイルルータープランGB無制限	1台につき月額4,800円(税抜)
ホームルータープランGB無制限	1台につき月額4,800円(税抜)
故障/紛失補償オプション(旧オプション)	1台につき月額600円(税抜)
安心オプションライト	1台につき月額600円(税抜)
安心オプションスタンダード	1台につき月額800円(税抜)
安心オプションプレミアム	1台につき月額1,000円(税抜)
契約期間なしオプション	1台につき月額300円(税抜)
5台セット割引	5台につき月額-1,000円(税抜) ※同一プラン同時利用に対し適用。 ※「その他台数割引」との併用不可。
20台セット割引	20台につき月額-8,000円(税抜) ※同一プラン同時利用・請求書払いのみ適用。 ※「その他台数割引」との併用不可。
50台セット割引	50台につき月額-30,000円(税抜) ※同一プラン同時利用・請求書払いのみ適用。 ※「その他台数割引」との併用不可。
その他台数割引	個別契約書に定める額 ※「5台セット割引」との併用不可。 ※「20台セット割引」との併用不可。 ※「50台セット割引」との併用不可。
特別対応費用	個別契約書に定める額
第3表　解約費用	

契約解除料金	1台につき3,000円(税抜)
返却処理手数料	1台につき1,000円(税抜)
解約時発送費用	契約者等が実費負担
第4表　端末維持管理費用	
機種交換代金	1台につき45,000円(税抜)
交換時発送費用	当社が実費負担
再保証費用	1台につき9,000円(税抜) ※適用：安心オプション 故障/紛失補償オプション
端末損害金	契約月数が12か月未満で1台につき45,000円(税抜) 契約月数が12か月以上18か月未満で1台につき30,000円(税抜) 契約月数が18か月以上で1台につき20,000円(税抜)
付属品[SIMピン]不備違約金	1個につき300円(税抜)
付属品[保証書]不備違約金	1部につき500円(税抜)
付属品[ガイド]不備違約金	1部につき500円(税抜)
付属品[化粧箱]不備違約金	1個につき1,000円(税抜)
付属品[LANケーブル]不備違約金	1個につき1,200円(税抜)
付属品[充電コード]不備違約金	1個につき2,000円(税抜)
付属品[ドック]不備違約金	1個につき6,000円(税抜)
付属品[SIM本体]不備違約金	1個につき10,000円(税抜)
第5表　各種手続き費用	
契約内容変更手数料	1契約につき1,000円(税抜)
契約名義変更手数料	1契約につき3,000円(税抜)
請求書発行手数料	1部につき300円(税抜)